

借艇許可申請書

受理番号 ()

平成 年 月 日

愛媛県ボート協会
会長 荒木正美殿

所属団体名

責任者氏名

下記の条件により、艇使用の許可をいただきますよう申請いたします。

記

期 間	2017年 1月 1日 ~ 1月 1日	1日間
使用目的		
使用艇種	4 + 0艇 × 0日 × @3,000=	0円
	4 × + 0艇 × 0日 × @3,000=	0円
	2 × 0艇 × 0日 × @2,000=	0円
	1 × 0艇 × 0日 × @1,000=	0円
	審判艇 0艇 × 0日 × @5,000=	0円
	救助艇 0艇 × 0日 × @2,000=	0円
料 金		0円

- 注意事項 (1) 艇及び部品の取り扱いには細心の注意を払い、万一破損・紛失の時は協会に連絡の上、修復・弁償の責任を負うこと。
- (2) 艇・部品・艇庫の整理・整頓に努めること。
- (3) 火気の取り扱い、戸締まりには十分注意すること。
- (4) 審判艇及び救助艇の燃料は使用者で購入のこと。
- (5) 審判艇及び救助艇の運転は小型船舶操縦士免許所持者が運転すること

借艇許可申請書を使用 7 日前までに担当者にメールで提出してください。
使用料は、当日、担当者にお支払い頂くか、下記口座に振込んで下さい。

担当：愛媛県ボート協会 施設部 間 薫
アドレス kaoru459japan@gmail.com
口座番号 伊予銀行 桜井支店 普通 1598356
名義 愛媛県ボート協会 施設部 代表 間 薫